

これって！

障がい者に対する

差別

なのでは…

と感じたことはありませんか

障がいがあることを
理解してもらえない



車いすからだ
と掲示板が高くて
見にくいな



盲導犬との入店を
拒否された



手話や筆談で
説明をお願いしたが
断られた



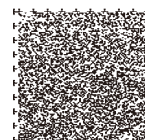
解決に向けてお手伝いします

こうべし しょうがい りゆう さべつ かん そうだんまどぐち
神戸市 障害を理由とする差別に関する相談窓口

TEL 078-322-0310 FAX 078-322-6044
(平日 8:45~12:00/13:00~17:30)

メール syogai_sabetsu@office.city.kobe.lg.jp

面談 神戸市福祉局障害福祉課
〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館
※相談窓口での面談は事前予約が必要です



こんな相談事例があります

事例
1

“視覚障がいのある盲導犬ユーザーがレストランを予約したが、盲導犬同伴では利用できないと入店を拒否された。”

相談員によるレストランへのヒアリング、補助犬法等の趣旨説明を行ったところ、以後盲導犬(補助犬)の受入れが可能となった。



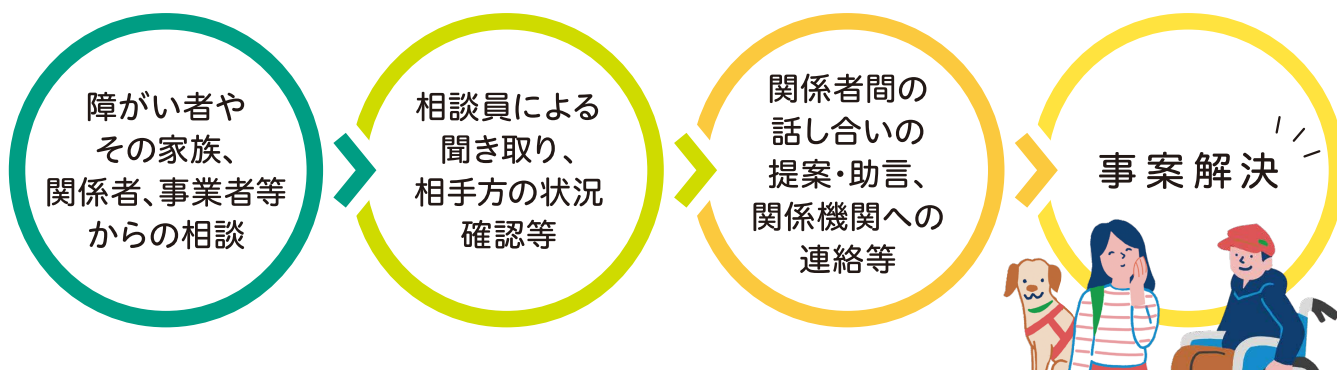
事例
2

“車椅子での生活をしており、集合住宅の掲示板が高くて見にくいので、低い位置に設置してほしい。”

相談員が、集合住宅の管理者へ相談者の要望を伝えるとともに対応を依頼し、低い位置に掲示板が設置された。



相談の流れ



しょうがいしゃ さべつかいしょうほう

障害者差別解消法という法律があります

ふとう さべつてきとりあつか きんし

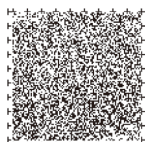
▶ 不当な差別的取扱いの禁止

行政機関や事業者が、障がいのある人に対して正当な理由なく、障がいを理由としてサービスの提供を拒否することや、場所や時間帯などを制限したり、障がいのない人にはつけないような条件をつけることなどを禁止しています。

ごうりてきはいりょ ていきょう

▶ 合理的配慮の提供

行政機関や事業者は、障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担が重すぎない範囲で対応しなければなりません。



雇用の分野における差別については「障害者雇用促進法」で定められています。詳しくはお住まいの区域を所管しているハローワークにお問合せください。